

Title	五代皇帝・十国皇帝間における修好の試み：後唐・後晋期を中心に
Author(s)	新見, まどか
Citation	大阪大学大学院文学研究科紀要. 2023, 63, p. 85-116
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/91248">https://doi.org/10.18910/91248</a>
rights	
Note	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

## 五代皇帝・十国皇帝間における修好の試み

——後唐・後晋期を中心に

新見 まどか

はじめに

天祐四年（九〇七）に唐が滅ぶと、旧唐領ではその後の覇権を巡り様々な勢力が興亡を繰り返した。一般に、中原を支配した王朝を五代、その西方から南方に位置した政権を十国と呼ぶ。この五代十国期については従来、北宋に繋がった五代の歴史を主旋律とし、その伴奏として十国の歴史を個別に掘り下げる手法が多く用いられてきた。<sup>(1)</sup>これに対し、五代十国期を総体的に論じた著作には日野開三郎による著作「日野一九八〇／日野一九八四」がある。また二〇〇〇年代には、山崎覚士による一連の成果によって、中原政権を中心とした「天下秩序」の元に統合された「中国」を描き出そうとする試みがなされた「山崎二〇一〇／山崎二〇二二」。

山崎の考察は多岐に亘るが、特に国際関係を説明する際には国書の冒頭が重要な分析対象となった。<sup>(2)</sup>そこで採られたのは、約五〇年におよぶ多様な政権間の国書を一覧にし、その冒頭書式と君主号を分析する手法である。これは確かに、データに基づく正確性と説得力を持つように見える。ただし、国書とされなかった外交文書が看過される、内容の精緻な分析に至らない、安易な普遍化や一般化を招く等の問題も存在する。実は五代諸王朝と十国諸国との外交文書は本文が確認できるものも少なくなく、各国の具体的な応酬が判明するのだが、これまでその内容が十分に検討されてこなかったことは問題だろう。

なぜかかる指摘を行うかと言えば、実際に山崎の検討から遺漏した史料が複数存在するからである、その一例が、筆者が先に分析した

後梁・前蜀間国書である「新見二〇二二」。そこにおいては、後梁皇帝朱全忠と前蜀皇帝王建とが、相互に皇帝の立場で相手国との併存を了承しあっていた。従来は、中原君主（皇帝）が十国君主の皇帝号を認めて修好を築くことはなかった、という認識が通説であったが「日野一九八〇、三八七頁／山崎二〇〇二、一四九―一五〇頁」、後梁・前蜀の事例はそれに対する反例となる。ただしこれはあくまで唐滅亡直後の状況である。ゆえに、これ以後の中原皇帝と十国皇帝との場合についても、再検証が必要だろう。

そこで本稿では、五代十国の皇帝間で、(1) 中原側が外交の場で相手君主を「皇帝」と呼んでいること、(2) 中原側が相手国との修好を志向していること、の二点に着目し、双方ないし少なくともその片方に該当する事例を取り上げてその応酬を検討する。具体的に、第一章では後晋皇帝石敬瑭から後蜀皇帝孟昶に送られた国書とそれに対する後蜀の対応を、第二章では南唐の辺境官府から後晋に宛てた外交文書とそれに対する石敬瑭の返書を取り上げる。この二例を踏まえたうえで第三章では時代を遡り、後晋に先立つ後唐において、その使者が外交儀礼の場で読み上げたと思しき「笏記」の文言を検討する。以上の作業を通して、当時の外交の実態がいかなるものであるのか、筆者なりの見通しを提示するのが本稿の目的である。

## 第一章 後晋と後蜀

### (1) 後晋皇帝から後蜀皇帝宛国書内容の分析

本章では、後晋・後蜀間の関係について考察する。後蜀は、後唐の西川節度使であった孟知祥が、応順元年（九三四）に後唐滅亡時の混乱に乗じて自立し称帝して成立した王朝である。一方後晋は、後蜀成立の二年後である天福元年（九三二）、後唐滅亡後の勢力争いを制した石敬瑭が契丹から冊封を受けて建国された。

さて、両国の直接的なやり取りについては、『蜀檣杙』<sup>(3)</sup> 卷下（六〇九二頁）に、後晋から後蜀に宛てた国書が収録されている。その内容は次の通りである。

〔史料1〕 十二月、晋高祖即位、改元天福。四年三月、晋高祖遣使来聘、叙姻親之舊。其書略曰、大晋皇帝奉書大蜀皇帝。伏自中原多故、

大愆繼興。朱氏不道而皇天不親、沙陀背義而蒼生失望。不期景運、猥屬眇躬。方鼎足以分疆、宜鄰好之講睦。況有姻親之舊、敢交玉帛之歡。機務方殷、保攝是望。

【和訳】（明德三年、九三六）十二月、後晋の高祖（石敬瑭）が即位し、天福と改元した。（明德）四年（九三七）三月、後晋の高祖は使者を遣わして贈り物を献上し、かつての姻戚関係について述べた。その手紙の大略は次のようなものである。「大晋皇帝より大蜀皇帝にお手紙を奉る。伏して（思うに）、中原で戦乱が多発して以来、悪逆非道な出来事が相次いで生じた。朱氏（後梁）は道理にもとり天から見放され、沙陀（後唐）は恩義に背いて人々を失望させた。（私は）予期せぬことながら幸運に見舞われ、思いがけず帝位に就くこととなった。（私は各国が）鼎立して境域を区分することについて考えており、（我が国と貴国とが）友好関係を結んで親睦を深めるのが良かるうと思う。ましてやかかつての姻戚関係もあるのだから、是非とも玉帛の契りを結びたいと思う。やるべき政務は多いが、どうか養生しようではないか」。

石敬瑭は即位の翌年、後蜀に国書を送った。一見して明らかかなようにその冒頭は「大晋皇帝奉書大蜀皇帝」であり、石敬瑭が前蜀皇帝（第二代孟昶）に対し、敬称として「皇帝」を用いた「奉書」を送ったことが分かる。

これに注目した廣瀬憲雄「二〇一八、五三―五四頁、注四二」は、「中原政権でも周辺諸勢力が称した皇帝号を容認せざるを得ない場合もある」と指摘した。確かに、石敬瑭が孟昶の皇帝位を認めているという点では、廣瀬の主張は首肯できる。ただし注意すべきは、それが決して「容認せざるを得ない」ものではなかったということである。全体を読めば明らかのように、これは帝位に就いた石敬瑭が、既に皇帝であった孟昶に対して即位を報告したものである。したがって、石敬瑭は孟昶が帝位にあることは当然の前提としたりうえで、自身の即位を認めてくれるよう、孟昶に請願しているのである。皇帝号を容認してもらわねばならなかったのは孟昶ではなく石敬瑭であり、両国の関係についてはまずこの点を正しく認識せねばならない。

石敬瑭が孟昶に対して下手に出たことをよく表しているのが、国書の書式「奉書」である。これは、君臣関係ではなく対等関係で用いられた「致書」という書式の一類型だが、「奉」という字から分かるように相手への敬意（ないし相手を上位とする意思）を前面に出したものである<sup>(4)</sup>。後晋と後蜀の外交は、このように後晋から後蜀への丁寧な呼び掛けによって開始された。

さて、孟昶へ国書を送るにあたり、石敬瑭はかつての「姻親之舊」すなわち姻戚関係を持ち出した。石敬瑭は後唐第二代皇帝明宗（李嗣源）の娘婿、一方孟昶の父孟知祥は李克用（李嗣源の仮父）の娘婿なので、石氏と孟氏は後唐皇室の李氏を介して姻戚関係となる。<sup>(5)</sup> 彼がこれに言及したのは、その縁故に基づき「玉帛之歡」すなわち同盟関係を結ばんとしたためだった。

しかも石敬瑭は、後蜀との「分疆」すなわち境域の分割に言及した。これらことから、石敬瑭がその国書中で構想したのは、後晋が中原を、後蜀が蜀をそれぞれ皇帝として領有し、修好を築いて並立する状況だったことが分かる。<sup>(6)</sup> 皇帝同士の間で十国との修好を押し出した外交を展開したのは、朱全忠のみではなかったのである。

## （2）後蜀の対応——五代「敵国の礼」再考

一方、これに対する後蜀の応答は、『資治通鑑』卷二八一、後晋天福二年（九三七）三月条（九一七一頁）に次のように記されている。

〔史料2〕 帝遣使詣蜀告即位、且敘姻好。蜀主復書、用敵國禮。

〔和訳〕 帝（石敬瑭）は使者を送って蜀に赴かせ即位を告げ、かつ婚姻の好について述べた。蜀の君主（孟昶）は返書をしたためる際、「敵国の礼」を用いた。

この史料から、孟昶が石敬瑭に「敵国の礼」に則った返書を送ったことが分かる。この記述に基づき、中村裕一「一九九一A、三二一頁」や鄒重華・胡昭曦「一九九四、一三頁」は、両国の関係を対等と見做した。ところがその後、山崎覚士「二〇〇二」により、五代期の中原皇帝は十国君主の皇帝号を認めなかったため、皇帝対皇帝の対等関係は「抗礼」として却下された、ただし皇帝より一等降る国主号であれば、これを「敵国の礼」として容認した、という見解が提示された（図1参照）。この説の特異な点は、通常なら一致すべき「敵国」と対等とを分離させたことにある。もしこれに則るなら、「史料2」の「敵国の礼」は対等ではなく、孟昶は自らを国主とした返書を送ったことになる。

とはいえその前提たる、中原皇帝対十国皇帝の関係が成り立たない、という認識は「史料1」によって明確に否定される。また、前後

の唐・宋代はもとより魏晉南北朝のような複数の皇帝が併存した時期においても、「敵国」が対等でなかったとの見解は管見の限り見出せない。<sup>(7)</sup>したがって、五代期においてのみ「敵国」と対等とが分離したとする山崎の理解が適切か否か、再検証する必要がある。

山崎説の強力な論拠となったのは、『資治通鑑』巻二七二、同光元年（九三三）十月条（九〇三頁）に見える、後唐皇帝李存勗と呉国王楊溥の次の事例である。

〔史料3〕唐使稱詔、呉人不受。帝易其書、用敵國之禮、曰「大唐皇帝致書于呉國主」。

【和訳】後唐の使者が（その手紙を）詔と称したが、呉の人は受け入れなかった。皇帝（李存勗）はその書を改め、敵国の礼を用いて「大唐皇帝致書于呉國主」とした。

この事例において、李存勗は楊溥に対し皇帝号ではなく「国主」号を使用した致書を送っており、『資治通鑑』ではこの国書が「敵国の礼」だったとされている。この国主号が、当時の楊溥の自称である国王号を一等上げたもの、とする山崎の見解は妥当である。また、国主に対して「詔」が降らないことを「敵国の礼」の根拠とする山崎の説明も納得できる。ここにおいて、中原皇帝対十国国主の関係が「敵国の礼」であったとする山崎の理解は確かに成り立つ。<sup>(8)</sup>

ただし見落としてはならないのは、山崎自身も触れたように、当時の楊溥はそもそも皇帝を自称していない、という事実である。楊溥の自称した君主号は先述の通り国王であった。したがって、相手の名乗ってもいない皇帝号を後唐が敢えて国書に使用する可能性など有り得るはずもなく、この事例は中原皇帝対十国皇帝の関係如何を説明する材

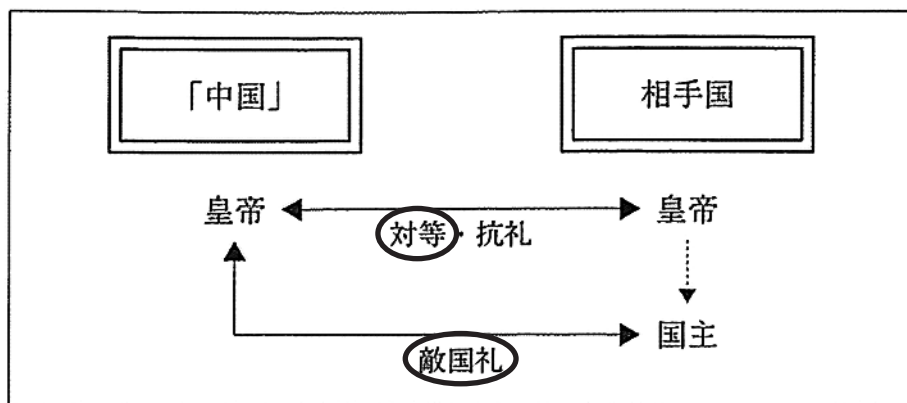


図1 中原—敵国関係図

（山崎2010, p.137より転載、一部加筆）

料にはならない。換言すれば、中原皇帝対十国皇帝の関係が敵国の礼ではなかつた、という証明には、この史料は使えない。〔史料3〕で確実に立証できるのは、『資治通鑑』において後唐皇帝・呉国主間の致書が「敵国の礼」とされている、ということまでである。

そして山崎は言及しないが、李存勗期についてはもう一件、「敵国の礼」とされた国書を見出すことができる。『資治通鑑』卷二七三、後唐同光二年（九二四）十一月条の考異（八九二六―八九二七頁）に、「実録』にいう。七月戊午、蜀主が戸部侍郎の欧陽彬を使者として派遣し、手紙を遣わすにあたって敵国の礼を用いた（原文では「致書用敵國禮」と）とある。年代から、この『実録』とは李存勗の実録と判断される。また、国書の発信者である「蜀主」とは前蜀皇帝王衍を指す。その使者は戸部侍郎の欧陽彬、彼が後唐に到着したのは同光二年（九二四）七月戊午であった。

この『実録』とびつたり符合するのが、『旧五代史』卷三二、莊宗本紀第六、同光二年七月条（五〇〇―五〇一頁）に見える「戊午、西川の王衍が偽署戸部侍郎の欧陽彬を遣わして朝貢し、（国書に）『大蜀皇帝上書大唐皇帝』と称した」という記事である。本紀と実録の対応は言うに及ばず、同光二年七月戊午という年月日、前蜀（本紀では「西川」と表記）王衍のもとから来た使者の名と肩書の一致から見て、二つの記事は全く同じ出来事を記したものに相違ない。<sup>(11)</sup>

したがって、『実録』で「敵国の礼」とされた国書が、本紀の「大蜀皇帝上書大唐皇帝」という冒頭を持つ国書に該当することは確実である。山崎の説明（図1）に拠るなら、十国君主が皇帝を名乗った場合、それは後唐から「抗礼」と見做されねばならない。だが実際には後唐において、前蜀から皇帝名義で送られてきた国書も「敵国の礼」と認識されたことが、二つの史料の対照によって明らかとなるのである。このことは、「敵国の礼」の中に中原皇帝対十国皇帝の関係も包含された証左となる。

例えば唐代の国書においては、相手に対して同じ君主号「可汗」を用いた場合でも、敵国待遇と君臣待遇との相違があった。<sup>(12)</sup>また、五代期から北宋期にかけては、同じ皇帝対皇帝の関係でも敵国（契丹と北宋）の場合と君臣（契丹と後晋、契丹と北漢）の場合があった。<sup>(13)</sup>これらの事例から分かるのは、敵国（対等）か否かの判断基準は、君主号ではなくあくまでその政治的自立性に拠る、ということである。<sup>(14)</sup>したがって、君主号を基準に「敵国」と対等を分離する山崎の理解（図1）は成立しない。五代十国期においても敵国は対等と解釈すべきであり、その対象には十国「国主」だけでなく十国「皇帝」も含まれた、と考えるのが落としどころだろう。<sup>(15)</sup>

なお、（図1）にある「抗礼」が「亢礼」、すなわち平等の関係を意味することは言を俟たない。つまり「敵国の礼」と「抗礼」とは基



本的に同義なのであり、少なくとも今回の事例において、双方の表現に敢えて相違を想定する必然性はない。

以上の検証に基づけば、〔史料2〕で「敵国の礼」とされた後蜀から後晋への返書が、中村「一九九一A、三二二頁」や鄒・胡「一九九四、一三頁」の指摘通り対等関係だったことは疑念の余地が無い。残る問題は如何なる君主号と書式が用いられたかだが、〔史料1〕で後晋は後蜀君主に対し「皇帝」号を使用し、書式としては致書の一類型である「奉書」を用いた。後蜀がこれに対等の国書を返す際、敢えてそれを改変したと想定せねばならぬ理由はない。既に中村「一九九一A、三二二頁」が述べたように、返書の書式は致書（ないしその類型）であろう。また、返書の君主号は後蜀皇帝から後晋皇帝宛以外に考えられまい。要するに、石敬瑭が希望した対等な皇帝という関係が孟昶によって認められたのである。

## 第二章 後晋と南唐

### （一）後晋・南唐間の外交文書

#### ① 南唐↓後晋

後晋と後蜀の関係は判明したので、次に比較対象として後晋と南唐の関係を取り上げたい。南唐は、その国号からも分かる通り唐の後継を標榜しており、中原進出の意思も有していた。その成立は後晋建国の翌年すなわち天福二年（九三七）、呉の実権を握っていた李昇が呉皇帝から禪譲を受けるという形で成立した。そこで石敬瑭・李昇期における両国の外交について見ていきたい。

具体的な交流の記録は、天福五年（九四〇）にある。この夏、後晋の安州節度使李金全が背き、南唐に通じ<sup>(16)</sup>た。これを受けた南唐軍は安州城を占拠し、李金全は麾下の軍団数百人と共に南唐に奔った。対する後晋は安州奪還を図り南唐軍と戦った。南唐軍は敗北し総大将の李承裕は殺害され、都監の杜光鄴及び南唐軍五百人余りが捕虜として後晋朝廷へ送られた。ところが「皇帝（石敬瑭）は「彼らに何の罪があるか」と述べ、全員に厚く贈り物をして許し（南唐に）帰<sup>(17)</sup>らせた」という。史料では明記されないが、贈り物と捕虜だけを送還することは通常考えられず、ここでは当然、後晋から何らかの手紙が南唐に届けられたと思われる。

この石敬瑭の処置に対する南唐の反応は次のようなものであった（『旧五代史』卷七九、後晋高祖本紀、二二二―二二三頁）。



〔史料4〕 戊子、宿州奏、淮東鎮移牒云、本國奏書於上國皇帝。曰、久增景慕、莫會光塵。但循戰國之規、敢預睦鄰之道。一昨安州有故、脫難相歸。邊校貪功、乘便據壘。矧機宜之孰在、顧茫昧以難申。否臧皆凶、乃大易之明義。進取不止、亦聖人之厚顔。適屬暑雨稍頻、江波甚漲、指揮未到、事實已違。今者猥沐睿咨、曲形宸旨、歸其俘獲、示以英仁。其如軍法朝章、彼此不可。揚名建德、曲直相懸。雖認好生、匪敢聞命。其杜光鄴等五百七人、已令却過淮北。

〔和訳〕 (天福五年(九四〇)六月) 戊子、(後晋の) 宿州が、(南唐の) 淮東鎮から牒が届き、我が国から貴国の皇帝にお手紙を差し上げます、と言ってきたと上奏してきた。その内容は次のようなものだった。「長らく(貴殿を) お慕い申し上げてきたが、なかなかお目にかかる機会が無かった。(今回) ただ戦国の世の習いに則り、思いがけず睦隣の道(和睦の提案) に預かった。先ごろ安州にて事件があり、この難から逃れた者がお互い(の領域) に帰順した。辺境の軍将らは功績を挙げようとし、速やかに壘に立てこもった。ましてや誰がこのような事態の機微を心得ていようか、状況は曖昧なので説明申し上げるのも難しい。(戦時に) 規律が守られていなければ凶、というのは『易経』にはつきりと書かれている。我先に功名を追い求め留まるところを知らないのは、聖人が厚顔と見做すところである。たまたま雨が多くて暑い季節に当たり、長江の波が高かったので、司令官がまだ到達しないうちに、物事が誤った方に進んでしまった。このたび妄りにも(貴殿からの) ご相談を受け、ご意向を曲げてまで当方の捕虜を帰国させ、英明なる思いやりをお示しいただいた。(だが) そもそも軍法や朝章というものは、あれこれ変えるべきものではない。名を挙げることに徳を行うこと、その善悪はかけ離れている。(貴殿の) 殺生を厭う仁心は認めるが、そのお導きを受け入れるわけにはいかない。杜光鄴等五百七人は、既に淮北へ送り返した」と。

天福五年(九四〇)六月、後晋の宿州は、南唐の淮東鎮より牒が届いたと上奏した。牒とは元々統属関係に無い官府・官人間の連絡に利用された文書だったが、唐後半期から北宋・遼になると前線の官府間での外交へと利用範囲が拡大して<sup>(18)</sup>いた。本史料の場合も、淮東鎮という官府が異国の管轄下にある宿州に対して、外交文書として牒を利用したのである。

その淮東鎮牒の中に「本國奏書於上國皇帝」という文言がある。続く「曰」以下はこの「奏書」の内容、おそらくは南唐中央政府の意思である<sup>(19)</sup>。つまりこの文章は、宿州の上奏文に淮東鎮牒が引用され、その淮東鎮牒に奏書が引用されるという二重の入れ子構造になっ

ている。したがって、後晋が手にしたのが奏書そのものではなく、それを引用した淮東鎮牒であった事実を、ここでは確認しておきたい。<sup>(20)</sup>

さて、「[日]」以下で示された南唐の見解はおおよそ次の二点である。第一に安州戦役について、自軍の進攻は現場の暴走で状況を把握していないとし、中央の責任には言及していない。<sup>(21)</sup> 第二に杜光鄴らの処遇について、軍法や朝章の厳守を理由に、既に淮河以北すなわち後晋に送り返してしまったという。文言は極めて懇懇ながらも、南唐は石敬瑭の厚意を拒絶したのである。

② 後晋↓南唐

これを受けて、石敬瑭は再度南唐との接触を試みた。『旧五代史』は「史料4」に続けて、その対応と顛末を次のように記す（『旧五代史』卷七九、後晋高祖本紀、一二二二頁）。

〔史料5〕 帝復書曰、昨者災生安陸、疊接漢陽。當三伏之炎蒸、動兩朝之師旅。豈期邊帥、不稟上謀。洎復城池、備知本末。尋已捨諸俘執、還彼鄉閭。不唯念效命之人、兼亦敦善鄰之道。今承來旨、將正朝章。希循宥罪之文、用廣崇仁之美。其杜光鄴等、再令歸復。尋遣使押光鄴等於桐墟渡淮、淮中有棹船、甲士拒之、南去不果。詔光鄴等歸京師、授以職秩、其戎士五百人、立爲顯義都。

【和訳】 皇帝（石敬瑭）は返書で次のように述べた。「さきごろ安陸（安州）で災厄が生じ、その過ちは漢陽にまで及んだ。三伏の炎暑であったが、両国の軍団を動員する事態となった。どうして（そちらの）辺境を守る司令官が上からの命令を受けないと考えようか（いや考えもしなかった）。（安州）城を回復してから、詳細な経緯を知った次第である。続いて諸々の捕虜を手放し、既にそちらの故郷に帰らせた。ただ命がけて戦った人を思っただけではない、併せてまた（貴国との）善隣の道を大切に思うからである。今お手紙をいただいたので、朝章を正すつもりである。（だが）どうか罪を赦すという（当方の）言葉に従い、仁を尊ぶ美徳を押し広めていこうではないか。杜光鄴等については、再度貴国にお返しする」と。続けて使者を派遣し杜光鄴等を連れて桐墟から淮河を渡ろうとしたが、淮河の中に權付きの船があって、兵士たちが行く手を阻んだので、南に行こうとしても行けなかった。（石敬瑭は）詔して杜光鄴等を京師に帰らせ、爵位と官秩を授け、その兵士五百人は顯義都（という軍団）に取り立てた。

ここでは、石敬瑭が再度南唐へ返書を送ったことが分かる。その主な見解は、安州戦役が現場の暴走とは知らなかったこと、杜光勣らを再度南唐に送り返すことの二点だった。ただし、安州戦役における南唐の過失を追求しようはせず、朝章を正すべきという要請も一応受容する姿勢を示したことは注目されよう。石敬瑭はあくまで穏便に杜光勣らを南唐に引き取らせようとしているのである。だがこの目論見は不首尾に終わった。杜光勣らの帰還は淮河上で阻まれ、結局彼らは後晋軍に編入されることになったという。

では、一連のやり取りは何を意味するのだろうか。次節で掘り下げたい。

## (2) 文書往来の目的

### ① 後晋の意図

後晋の捕虜となった杜光勣については他に史料を見出せず、その人物像は判然としない。ただし、当時捕虜の送還が如何なる意味を持ったのかについては、即位前の李昇が取った次のような行動が記録されている（『新五代史』卷六二、南唐世家第二、李昇、八六四―八六五頁）。

〔史料6〕 及將篡國、先與錢氏約和、歸其所執將士、錢氏亦歸吳敗將、遂通好不絕。

【和訳】（李昇が呉） 国を篡奪せんとしたとき、あらかじめ（呉越の） 錢氏と和平を約束し、自国が捕らえた（呉越の） 將軍・兵士を（呉越に） 返し、 錢氏もまた呉の敗將を返還し、 ついに（両国の） 修好が絶えることは無かった。

これは李昇が呉を篡奪する前、南方の呉越に対し捕虜を返還したとの記録である。彼の目的は、呉越との「和」を約束することにあつた。それを受けて呉越は呉の捕虜を送還し、両国の修好が成ったという。つまり捕虜の返還とその受入という一連の行為は、相手国との和平を了承しあう行為だったのである。

これを踏まえれば、石敬瑭が一貫して杜光勣らを南唐に返そうとしたのも、南唐との和平を模索したものと理解できる。そのことは両外交文書の文言によっても裏付けられる。〔史料4〕では南唐が、後晋から「睦鄰之道」すなわち和睦の提案に「預」かったと述べた。

また、「史料5」では石敬瑭自身が「善鄰之道」を重視したいと提案した。

ただし、国際関係、とりわけ国書において用いられる「隣（隣）」には、和睦・友好以上に重要な意味がある。すなわち対等である。唐代の場合、「隣」或いは「隣好」という表現で対等関係を示す用例が、唐・吐蕃間および渤海・新羅・日本間で確認されており、この字句を用いた場合、自国と相手国とは附備国でも従属関係でもなかった〔石井一九七五、二六九―二七一頁／赤羽目二〇一八、五八―五九頁〕。実は第一章で見た対等関係の前蜀宛て国書（「史料1」参照）にも、「隣好」の文言が使われており、この用法が五代期にも適用可能なことがわかる。

そのことと併せると、「史料5」で後晋が自国と南唐とを「兩朝」と記した意図も明白となる。何故ならこの文言もまた、後梁・前蜀や北宋・契丹のような、対等関係にある皇帝同士の国書にみえる表現だからである。要するに後晋側の外交には、南唐を対等に扱ったと解釈せねば理解し難い表現が見出せる。相手の立場を頭ごなしに否定しては、和平の成立など見込めなかったであろう。石敬瑭の返書の書式は「復書」すなわち致書の類だったと思われるが、その冒頭が記録されていないのは、非常に示唆的ではあるまいか。

## ②南唐の意図

対する南唐側の外交文書の場合は、石敬瑭を皇帝と見做したことがはっきりと分かる。淮東鎮牒所引奏書の「上國皇帝」は言うにおよばず、「睿咨」（「睿」は天子に関する事柄に付く語）や「宸旨」（帝王の意向）をその根拠として挙げる事ができよう。ただし注意すべきは、南唐側においてこれらの言葉を発した主体が分からないということである。本来、国書冒頭には「史料1」で見た「大晉皇帝奉書大蜀皇帝」のように、受信者のみならず発信者が記入されるべきである。ところがこれに該当する部分はあくまで淮東鎮牒に記され、しかも「本國奏書於上國皇帝」とあるのみで、「本國」の誰が奏書の発信者なのか、ひいては「曰」以下の内容が誰の意思なのか、明示されていないのである。そのような視点で見ると、通常なら明記されるべき自国・相手国の国号がそれぞれ「本國」「上國」とぼかされているのも気にかかる。

実は牒の使用には、内容に中央の意思を反映させつつ発信者を辺境の官府とすることで責任の所在を不明瞭にし、外交上の軋轢を回避できるというメリットがあった〔古松二〇一〇、二九二頁〕。「史料4」に見える牒の使用法は、まさにこの特性を活用した事例といえよう。つまり、後晋は石敬瑭自ら修好を求めたが、南唐の李昇は表立って動かず、自らの責任を巧妙に回避したのである。そもそも杜光鄂

らを受け入れなかったということは、後晋との和平を拒否するという意思表示に外ならない。

それにしても、何故石敬瑭は執拗に杜光霱らを返還しようとし、南唐は強硬に拒否したのだろうか。<sup>(23)</sup>そこで改めて参考にしたのが、先に〔史料6〕として挙げた呉と呉越の事例である。呉からの捕虜返還を受け入れた呉越の場合、和平の証として自国もまた捕虜を呉に返還した。これを踏まえるなら、もし南唐が杜光霱らを受け入れた場合、それは和平に了承した意思表示となり、その証として南唐も捕虜を返還せねばならないのである。そして、先の安州戦役にて南唐が獲得した人材は、李金全とその軍団、彼らが所有した妓妾であった。<sup>(24)</sup>そうだとすれば南唐が返還すべきはこれらの人々、就中事態の発端を作った李金全を置いて他に考えられない。

李金全は吐谷渾人で、幼少期から李嗣源すなわち後唐明宗に仕えた。<sup>(25)</sup>その亡命は部下の妄言を信じたため、<sup>(26)</sup>元々石敬瑭との関係が険悪だったとは考えにくい。だが、建国当初から中原平定の意思を有した李昇〔田中一九七五、七頁〕が彼を利用せんとした可能性は十分想定できる。事実、後漢にて乾祐元年（九四八）に李守貞という人物が叛乱を起こすと、南唐は李金全を総司令官に抜擢してこれに介入、後漢領内まで進軍した〔胡耀飛二〇一二、四〇二―四〇三頁〕。つまり南唐にとって李金全の受け入れは、後晋の有力武將を引き抜き、情報や軍略を入手する機会であった。<sup>(27)</sup>石敬瑭はその危険性を認知していたと思われ、李金全が南唐に奔る前から引き留め工作を行った形跡がある。<sup>(28)</sup>だからこそ石敬瑭は杜光霱に託けて暗に李金全の返還を求め、南唐は李金全の受け入れが後の禍根とならぬよう、李昇に責任回避の余地を残す方向で対応したのだろう。

以上のような後晋皇帝と南唐皇帝との関係が、第一章で見た後蜀の場合と異なることは明らかである。もしここで杜光霱の返還が実現していれば、後晋・南唐間においても後晋・後蜀のような、対等の立場での友好関係が成立したかもしれない。だがそれを拒絶したのは、中原側ではなく南唐側であった。

### (3) 李昇期南唐の国際的位置

ところで李昇期の南唐については、その対外関係を考察できる有用な史料として、『陸氏南唐書』巻一、烈祖（李昇）本紀がある。ここには、南唐と交流を持った諸国が多数記録されている（表1）参照）。そこで以下ではこれに拠りながら、南唐から見た国際関係を確認しておきたい（以下、番号①～②⑥は〔表1〕に対応する）。

〔表1〕『陸氏南唐書』卷1所見、李昇期の対外関係

年号	西暦	相手国	内容
昇元元	937	南漢・閩・呉越・荆南 荆南 呉越	①10月：庚子、遣使如漢・閩・呉越・荆南、告即位。 ②11月：丁卯、高從誨表請置邸建康、從之。 ③11月：己巳、呉越王使將軍袁韜來賀即位。
昇元2	938	荆南 閩 南漢 高麗 契丹 新羅	④正月：甲子、荆南高從誨使龐守規來賀即位。 ⑤2月：壬戌、閩使內客省使朱文進來賀即位。 ⑥5月：己未、漢使集賢殿學士鄒禹謨來賀即位。 ⑦6月：是月、高麗使正朝廣評侍郎柳勳律來朝貢。 ⑧8月：丁亥、契丹使梅里祿盧古來聘。 ⑨10月：癸未、新羅使來朝貢。
昇元3	939	契丹 後蜀 呉越・荆南	⑩2月：乙未、契丹使曷魯來、以兄禮事帝。 ⑪2月：蜀使來賀即位。 ⑫4月：丁未、呉越王使左武衛上將軍沈韜文、荆南高從誨使王崇嗣、來賀南郊。
昇元4	940	南漢・閩 契丹 高麗 南漢・閩・呉越	⑬3月：丙戌、漢人・閩人來聘。 ⑭9月：戊辰、契丹使梅里掠姑米里來聘、獻狐白裘。 ⑮10月：己未、高麗使廣評侍郎柳兢質來貢方物。 ⑯11月：漢使都官郎中鄭翱、閩使客省使葛裕、呉越使刑部尚書楊嚴來賀仁壽節。
昇元5	941	契丹 呉越 呉越	⑰5月：戊辰、契丹使來。 ⑱是歲、呉越水民就食境内、遣使振恤安集之。 ⑲呉越国大火、焚其宮室、帑藏甲兵幾盡、將帥皆言乘其弊可以得志。帝一切不聽、遣使厚持金幣唁之。
昇元6	942	南漢 閩 南漢 契丹 南漢 南漢・閩・呉越	⑳閏月：庚寅、漢使區延保來聘。 ㉑閏月：癸巳、閩使尚食使林弘嗣來聘。 ㉒6月：漢使蕭規來告哀、廢朝三日。 ㉓6月：庚午、契丹使掠姑米里來聘、獻馬五駒。 ㉔8月：甲申、漢使法物使公孫惠來謝襲位。 ㉕12月：閩使徐弘績、漢使勝紹英、呉越使右武衛大將軍蔣蟠、來賀仁壽節。
昇元7	943	契丹	㉖正月：契丹使達羅干等二十七人來聘、獻馬三百、羊三萬五千。

※⑱は本来卷1の末尾に記載されているが、『旧五代史』等の編纂史料から昇元元年であったと判明するので、年代順に配列した。



李昇は即位した昇元元年（九三七）十月、それを南漢・閩・呉越・荆南に告げた（①参照）。これにいち早く反応したのは荆南と呉越であり、前者は邸店の設置を目的に（②参照）、後者は即位を祝賀して（③参照）、いずれも翌月の十一月に使者を派遣して来た。さらに翌年にかけて、荆南が正式に即位を祝う使者を派遣したほか（④参照）、閩・南漢も同様の名目で遣使している（⑤⑥参照）。六月以降、高麗・新羅が「朝貢」に訪れ（⑦⑧参照）、契丹も「来聘」した（⑧参照）。即位から二年後の昇元三年（九三九）二月には、後蜀も即位を祝う使者を派遣した（⑩参照）。

これらの中で、まず注目されるのは契丹である。契丹は交易目的、南唐は軍事目的で相互に接近した「松田一九八五、三〇〇頁」。李昇没後ではあるが、契丹から南唐に宛てた国書が『陸氏南唐書』巻一八、契丹伝に掲載されており、その分析によって南唐皇帝と契丹皇帝が完全に対等であったと指摘されている「松田一九八五、二九五頁／中西二〇〇五、一〇〇―一〇二頁」。⑩によれば、契丹の使者が李昇に兄事したともいう。少なくとも契丹から見れば、南唐は後晋と異なり、自国から完全に自立した政権であった。

次いで看過できないのが、荆南と呉越の動向である。荆南節度使・南平王の高従誨は天福二年（九三七）正月に、呉越国王の錢元瓘はその翌月にそれぞれ石敬瑭から功臣号を与えられたうえでその正朔を奉じており、この点だけ見れば両者はいずれも後晋の臣下だったこととくである。ところが昇元三年（九三九）に李昇が南郊祭祀を実施すると、両者は揃って南唐に対し祝賀の使者を派遣したのである（⑫参照）。言うまでもなく、南郊祭祀は天を祀り自らが天子たることを可視化する、極めて重要な国家儀礼であった。<sup>(31)</sup>そこに使者を派遣することは、南唐皇帝の正統性を支持し、宣揚する役割を担うことに他ならない。

さらに高従誨は後晋に付託した後も、「南漢や閩・蜀がみな称帝すると、高従誨はその向かう所に（みな）臣下と称した」と<sup>(32)</sup>いう。これは彼の狡猾さを強調する逸話ではあるが、当時の状況にあつては十分に現実的な対応である。先に確認した南郊祭祀への使者派遣を踏まえると、荆南が南唐にも称臣した可能性は極めて高い。

また、呉越の場合は南郊祭祀に加え、李昇の誕生祭である仁寿節にも、確認できる限り二度使者を派遣した（⑬⑭参照）。皇帝の誕生日を国家行事として祝う習慣は唐の玄宗期に始まり、唐後半期には特に藩鎮から盛んな貢献が行われた。<sup>(33)</sup>呉越もまた後晋に臣従する反面、南唐と密接に結び付いていたのである。これに対し南唐は、呉越に大火や水害があつた昇元五年（九四一）に金幣を送るなど友好姿勢を維持し続けた（⑮⑯参照）。李昇の時期、呉越と南唐が友好関係にあつたことは、前掲の「史料6」からも明らかである。<sup>(34)</sup>



要するに当時の諸勢力は、相手に応じた多面的な外交を使い分けていた。このことは、後晋との関係が安定せず呉越や南漢とも通婚した閩君主が、仁寿節も含めてしばしば南唐に遣使していたこと（⑬⑭⑯⑰⑱参照）、先に後晋と対等関係を築いた後蜀皇帝（第一章参照）が南唐皇帝の即位を祝賀する使者を派遣していること（①参照）などからも窺えよう。

もちろん、中には〔表1〕に挙がらない楚のように、南唐とは不和で専ら中原との修好に注力した勢力もあった〔彭文峰二〇一四、一六一頁〕。ただし一方で後晋には通じず、中原皇帝を「洛州刺史」と呼んだとする史料さえ存在する南漢のような事例も確認できる〔陳欣二〇一〇、三一八頁〕。南漢が最も重視し友好関係を築いたのは南唐で〔陳欣二〇一〇、三四八頁〕、〔表1〕からは南漢が南唐の仁寿節（⑯⑳参照）のみならず君主の崩御と交替の際（㉒㉓参照）にも使者を派遣していたことが分かる。この態度の差は、南漢にとって中原皇帝より南唐皇帝との紐帯の方が重要だったことを物語る。

以上のように見てくると、当時の勢力の多くは、少なくとも後晋と南唐との両面を見据えた外交指針を取っていたことが分かる。中には荆南のように複数の皇帝に称臣する勢力も存在した。早くに日野〔一九八〇、六四頁〕は中原と南唐との二元的な中核の存在を指摘したが、近年久保田和男〔二〇一九A、二六頁／二〇一九B、一一頁〕はそれをさらに進め、当時の認識としては後晋よりも南唐に正統性があったと主張した<sup>(37)</sup>。史料の偏差が極めて大きいため中原と南唐の比較以上の作業が困難な点、とりわけ十国間の横の繋がりとその政治的関係をここで掘り下げきれない点は惜しまれるが、いずれにせよ当時は相手に応じたいくつもの選択肢が用意されており、二面・三面外交が当たり前だったことは確認できよう。第一章で見た後晋・後蜀間国書も踏まえるなら、少なくとも後晋石敬瑭期においては、中原を中心とした「天下秩序」は適用できない。

ここまで二章に亘って、石敬瑭期の対十国関係を見てきた。そこから読み取れるのは、石敬瑭の対応の柔軟さである。彼は、姻戚関係のある後蜀とは対等に修好し、南唐に対しても決して高圧的な態度には出なかった。彼はむやみに中原皇帝としての優越性を振りかざすことなく、相手に配慮した外交を実行していたのである。

もちろん、契丹に臣従した皇帝という石敬瑭の立場は、当時の他の皇帝と比較すれば特殊であり、それが彼の外交姿勢に影響を与えたかもしれない〔廣瀬二〇一八、四七頁〕。だが、中原皇帝と十国皇帝との修好には、既に後梁皇帝と前蜀皇帝という先例〔新見二〇二二〕があった。後梁は契丹に臣従していなかった（むしろ耶律阿保機を可汗に冊封したのは後梁である）ため、契丹との関係のみが中原王朝

の態度を規定したと考えるのは難しい。それならば、後梁と後晋の中間期に当たる後唐の場合、外交の場で十国君主を皇帝と呼ぶことはあり得なかったのだろうか。最後にこの点を検証したい。

### 第三章 後唐と前蜀

#### (1) 外交使節関連史料状況

後唐建国時、他に皇帝を名乗った勢力として契丹に次ぐ存在だったのは前蜀である。当時の皇帝王衍と李存勗とのやり取りについては、先に第一章(2)で「敵国の礼」を検証した際、『旧五代史』莊宗本紀所掲の「大蜀皇帝上書大唐皇帝」という国書を取り上げた。ところで『旧五代史』王衍伝にはこれに関する記述が無い代わりに、前蜀が後唐に「大蜀国主致書上大唐皇帝」という国書を送ったとの記述がある(『旧五代史』卷一三六、王衍伝、二二二〇頁)。

〔史料7〕唐莊宗平梁、遣使告捷於蜀。蜀人恟懼、致禮復命、稱大蜀國主致書上大唐皇帝、詞理稍抗、莊宗不能容、遣客省使李嚴報聘。

〔和訳〕後唐の莊宗が後梁を平定し、使者を遣わして勝利を前蜀に告げた。蜀の人は恐れ、礼を極めて朝命に応え、「大蜀国主より大蜀皇帝にお手紙を申し上げます」と称したが、その言葉遣いがほぼ対等だったので、莊宗は容認できず、客省使の李嚴を遣わして来訪の返使とした。

ここで描かれた経緯は、まず李存勗が後梁平定直後に前蜀へ使者を派遣し、これを恐れた前蜀が件の国書を持参、しかしその文言を不快に思った後唐が再度、李嚴なる人物を使者として前蜀に派遣した、というものである。

だが、この王衍伝の記述はおそらく相当に簡略化、ないし省略されている。というのも、『資治通鑑』卷二七三、同光二年(九二四)四月戊申条の考異(八九二頁)には、李存勗即位から兩國が交戦に至るまでの使者の往来について、以下のような四種類の史料が挙げられているからである(人名は使者の名。紙幅の関係上、原文のみを掲げる)。

- ① 『実録』……………「七月戊午、蜀遣歐陽彬朝貢。十月癸巳、遣客省使李巖充蜀川回信使。三年八月戊辰、巖自西川回」
- ② 『蜀書』……………「四月己巳朔、唐使李巖來聘。五月戊申、遣巖歸本國。十一月己未朔、遣彬爲唐國通好使」
- ③ 『錦里耆旧伝』……………「是歲遣歐陽彬通聘洛京、莊宗遣李巖來脩好」
- ④ 『十国紀年蜀史』……………「九月己亥、唐帝遣李彦稠來使。十一月辛丑、遣彦稠東還」

①の『実録』はおそらく後唐莊宗の実録、②の『蜀書』は後蜀にて編纂された前蜀の正史であり、③の『錦里耆旧伝』は北宋の開宝三年（九七〇）に成立した前蜀・後蜀の通史的な史料である。<sup>(40)</sup>④の『十国紀年蜀史』は詳細不明だがやはり蜀側の歴史を記した史書と推定される。

まず明らかのように、李巖が蜀に赴いた年月が、各史料で一致しない。①と②の年号はいずれも同光二年（九二四）と推定されるが、①では十月に後唐を出発して翌年八月に帰国、②では四月に蜀に到着して同年五月に出国している。しかも、李巖と前蜀の使者歐陽彬の派遣順序が①と②で逆になっており、この時点で双方のすり合わせは困難である。さらに、③の記事は現存の『錦里耆旧伝』では咸康元年すなわち同光三年（九二五）の条に掲げられており、①・②とは編年が異なる。<sup>(41)</sup>加えて④には、別の後唐の使者、李彦稠まで登場している。これらを踏まえた上で、『資治通鑑』は②と④を組み合わせ、同光二年（九二四）四月、後唐から前蜀へ李巖の派遣↓五月戊申、李巖帰国↓八月、後唐から前蜀へ李彦稠を派遣↓九月、李彦稠が成都に到着↓十一月、前蜀の使者歐陽彬が後唐へ到着、という経緯を描いた。ただしその論拠は不明瞭であり、かつここに引用されなかった『蜀檮机』<sup>(43)</sup>には乾徳六年（同光二年、九二四）九月に後唐から前蜀へ、李稠なる人物が派遣されたとの記述も存在している。<sup>(44)</sup>

したがって、両国間における使者往来の経緯や順序は、現時点では復元できない。ただ、史料が混乱するほど頻繁に両国間を使者が往來していた、ということは読み取れよう。事実、羅家祥「二〇一四、八八頁」は、正確な年月日には言及しないものの、歐陽彬が少なくとも二回、後唐に派遣されたとする。そうだとすれば、前蜀は二通以上の国書を後唐に送ったはずで、交渉の推移によって前蜀の君主号が「国主」と「皇帝」との間で変動したと想定することも不可能ではない。<sup>(45)</sup>

実は王衍と李存勗の交流は、後唐建国以前から始まっていた。『旧五代史』莊宗本紀、天祐十八年（九二二）正月条には「この時、淮

南の楊溥と西川の王衍は、皆な使者を遣わして手紙を送り、帝（李存勗）に唐の帝位を継ぐよう求めたが、帝は従わなかった<sup>(46)</sup>とある。ここでは、「淮南の楊溥」すなわち呉国王楊溥と並び、「西川の王衍」すなわち前蜀皇帝王衍が李存勗に唐皇帝として即位するよう促している。この時点での王衍は、李存勗が皇帝となることに好意的だったと考えられる<sup>(47)</sup>。また同光二年（九二四）正月には、「天使」を騙る者が汴州回復を報告してきたと王衍から李存勗に傳達している<sup>(48)</sup>。

ただ、前掲〔史料7〕からは後梁の滅亡に伴い事情が変化していったことが窺える。李存勗が呉国王楊溥に「詔」を降そうとしたのがこの時期だったこと（第一章〔史料3〕参照）からも分かるように、李存勗はかつて即位を支持してくれた勢力を、自身の臣下として取り込もうと画策し始めたのである。ここにおいて、李存勗に先んじて帝位に就き、皇帝への推挙という恩も売った王衍との間で、摩擦が生じ始めたことは想像に難くない。もし山崎「二〇〇二、一三五頁」の想定通り、後梁滅亡直後に「大蜀国主致書上大唐皇帝」と称す国書を送った王衍がその後改めて「大蜀皇帝上書大唐皇帝」との国書を送ったのならば、それは王衍が次第に後唐への態度を硬化させていった反映と考えられよう。ひとまずここでは、前蜀から後唐へ、二種類の君主号を用いた国書が記録されていること、それを史料上の誤りとは断定できないことを確認しておきたい。

## （2）李嚴「笏記」の分析

前蜀から後唐に宛てた国書において王衍の君主号が二種類記録されているとすれば、次なる疑問は、後唐側が王衍をどのように呼称したかがである。もし呉国王楊溥への対応が当時の李存勗の基本姿勢なら、王衍に対しても一貫して国主待遇で臨み、外交に関わる文書もそれに準じて作成されたはずである。だが残念ながら、両国が交戦に至る前において、後唐から前蜀に宛てた国書そのものに関する記述は管見の限り見つからない。そこでここでは、後唐から前蜀に派遣された使者、李嚴の動向に着目したい（『旧五代史』卷七〇、李嚴伝、一〇八四頁）。

〔史料8〕同光中、爲客省使、奉使於蜀。及與王衍相見、陳使者之禮。因於笏記中具述莊宗興復之功、其警句云、纔過汶水縛王彥章於馬前、旋及夷門、斬朱友貞於樓上。

【和訳】 同光年間、（李嚴は）客省使となり、前蜀に朝使として赴いた。王衍と見えた際、使者の礼を述べた。そこで、笏記の中で詳しく莊宗の中興の功績を述べ、警告の句として「やとと汝水を亘つて王彦章を馬前に縛し、また夷門に赴いて朱友貞を楼上にて斬りました」と言った。

これによれば、李嚴は前蜀に派遣された際、王衍の前で「笏記」を読み上げた。唐や宋・遼の場合、外国使節は皇帝に謁見し国書と信物を進呈する際、自らも口上を述べる場面があった。<sup>(49)</sup>この「笏記」は、そうした儀礼の際に述べるべき内容を紙に書き、笏の裏に貼り付けるなどした読み原稿の類と思われる。その内容は、李存勗が後梁の武將王彦章を捕縛し、後梁皇帝朱友貞を斬った功績だったという。ただし、ここでの引用は「笏記」のごく一部に過ぎない。前後も含めたより長文の内容は、北宋期に成立した『錦里耆旧伝』及び『蜀檮杌』に記録されている。そこで、ひとまず成立年代の早い『錦里耆旧伝』に拠りつつ、「勿記」から本稿と関わる部分を掲げれば以下の通りである（『錦里耆旧伝』巻六、或康元年（九二五）条、六〇三八頁、傍線は筆者による）。<sup>(50)</sup>

【史料9】 今則秦庭貢表、兩浙稱臣。淮南陳述職之儀、<sup>(51)</sup>回紇備朝天之禮。纔安宇宙、便息干戈。未盡梟夷、方議除翳。豈謂大蜀皇帝、柔遠懷邇、居安慮危。嘉我帝祚中興、羣妖悉滅、特遣蘇・張之士、來追唐蜀之歡。<sup>(52)</sup>吾皇迴感於蜀皇、復禮遠酬於厚禮。臣則叨承元造、獲奉皇華。載馳得面於天顏、戰汗不任於跼地。

【和訳】 今すでに秦庭（岐）は（我が唐に）朝貢し、兩浙（呉越）は臣下を称しました。淮南（呉）は職務報告の儀礼に（名を）連ね、回紇（甘州ウイグル）は朝見の礼を整えました。やとと天下を平定し、次いで戦争をやめました。まだ完全に誅殺を終えたわけではなく、もうすぐ（その他の）殲滅について議論するところです。（ですが）どうして、大蜀皇帝が遠きところから近くまでを按撫し、平時でも危険のことを考えておられることについて述べるでしょうか。（大蜀皇帝は）我が（大唐の）帝位が再び興り、悪人どもが悉く滅んだことを祝い、特別に蘇秦・張儀のような才子を派遣し、唐・蜀の修好を追い求めて来られました。我が（大唐）皇帝ははるかに大蜀皇帝（のお心）に感じ入り、再度お礼の品を以て遠く（貴国の）手厚い贈り物にお応えします。臣は朝廷より承って、朝命を奉じた使者となりました。ここに馳せ参じて（大蜀皇帝の）天顔に見えることができ、冷や汗を流し恐れ多さに耐えかねております。

この史料から明らかなのは、王衍に対し「大蜀皇帝」という呼び掛けがなされたことである（傍線部参照）。また「天顔に見えることができ」たという表現は、李巖が王衍を前にして「笏記」を読み上げたとする〔史料8〕の記述を裏付ける。つまり李巖は王衍の面前で彼を国主と呼ばず、前蜀の国号「蜀」と君主号「皇帝」を読み上げた。このことから、唐の後継という優位性を宣揚した後唐ですら、十国君主に対して皇帝と呼び掛ける場合があったことが分かる。

もちろんこれはあくまで「笏記」であり、そこに見られる主張は究極的には李巖個人の見解かもしれない<sup>(53)</sup>。しかし朝使である以上、彼は当然正式な国書を携えていたはずである。したがって、儀礼という公的な場において、国書の見解と大幅に異なる主張を李巖が展開したとは極めて考えにくい。少なくとも前蜀にとつて、その発言や振舞いは後唐皇帝李存勗の意思を踏まえたものと映つただろう。

李巖派遣の背景について、前掲〔史料7〕は前蜀国書に対する李存勗の不快感が動機であるかのように記す。一方で『資治通鑑』は「初め、帝（李存勗）は李巖を蜀に赴かせ、馬をもつて宮中の貴重な物品を購入させようとした<sup>(54)</sup>」と、李巖が交易の使命を負っていたとし、『旧五代史』莊宗本紀も同様の記事を載せる。いづれにしても、朝使である彼はまず前蜀に受け入れられ、王衍との交渉の席に着かねばならない。そうだとすれば、初めから相手に拒否されかねない態度を取つては目的を叶えられない。事実、李巖は「笏記」中で、前蜀が「唐の修好を追い求めて来られた」ことに触れ、これに感じいった李存勗が自身を派遣したのだと説明した。つまり李巖は、前蜀が後唐との友好関係を志向しているとしたうえで、自身もまた修好の使者であるとの含みを持たせたのである。

なお、李巖は〔史料9〕引用外の「笏記」中で「ここにおいて大唐中興皇帝は、高祖・太宗の功業を思い」云々と述べ、李存勗を「大唐中興皇帝」と呼んだ。これは、明らかに李存勗こそが唐を復興させた皇帝であることの強調である。さらに〔史料8〕に見えた後梁平定の功績や、〔史料9〕に見える岐・呉越・呉、そして甘州ウイグルに関する叙述も、前蜀に対する威圧に他ならない。それにも拘らず李巖は王衍を「大蜀皇帝」と呼び、遣使の目的を修好とした。これは、後唐側の譲歩もしくは前蜀への歩み寄りとする見做し得る。

一方前蜀の内部では、李巖の態度は前蜀を侵略せんとする、ないし蔑むものなので斬るべしとの意見があつたらしい<sup>(57)</sup>。だが彼の帰国後、「前蜀は後唐とよしみを結んだので、威武城の防備をやめ、関宏業ら二十四軍を成都に呼び戻した<sup>(58)</sup>」とある。王衍は最終的に、後唐の修好姿勢を額面通り受け止めたことになる。

こうした経緯と関連して注意せねばならないのは、少なくとも李巖を派遣した当初、李存勗がまだ前蜀への攻撃を企図していなかった



ことである。『旧五代史』莊宗本紀では、李嚴が李存勗に対し交易失敗の報告を行い、それを受けた李存勗が「蜀討伐の意向を強めた」<sup>(59)</sup>とされている。この際李嚴はさらに李存勗を焚き付けたらしく、『旧五代史』李嚴伝には「当時王衍は政治が乱れており、李嚴はこれ（前蜀）を奪い取れると分かったので、使して帰国すると詳しく上奏した。ゆえに蜀平定の謀は、李嚴に始まったのだ」<sup>(60)</sup>とある。

李存勗即位以来、両国間に政治的・経済的なくつかの摩擦が生じていたのは確かだろう。しかし後唐がその問題を軍事的手段で解決できると判断したのは、帰国した李嚴の報告を受けた後のことだった。換言すれば李嚴の派遣時点において、両国はまだ決定的な決裂に至っていないのである。「笏記」に見えた「大蜀皇帝」という呼び掛けは、それ以前において、両国が修好の可能性を探りながら使者をやり取りしていたことを示す貴重な記録と考えられる。

そもそも「史料3」で見たように李存勗には、呉からの抗議を受け入れて君主号を「国王」から「国主」に格上げし、「詔」を「致書」に変えるだけの対応力があつた。また、呉越に対してもその要請のままに、本来皇帝しか使用できない玉冊を与えたことが記録されている。<sup>(61)</sup>既に皇帝位にあつた契丹に対して、後唐が基本的に対等ないし友好的な態度を示したことも言を俟たない。<sup>(62)</sup>外交の場における相手君主への配慮は、決して後晋石敬瑭期の特異な事例ではなく、後唐李存勗期においても見られた。李嚴「笏記」の記述も、そうした事例の一つと言える。

#### おわりに

本稿では、まず後晋石敬瑭期における対外関係を、後蜀・南唐に注目して見てきた。前者すなわち後蜀について、石敬瑭は対等な皇帝同士での修好を求めており、後蜀はそれに応じた。一方後者すなわち南唐についても、石敬瑭は対等を意図した姿勢で相手国へ捕虜を返還しようとした。ただしこれはおそらく自国の武将李金全の返還を目論んだもので、結果的に南唐から拒絶された。相手国からの反応はそれぞれ異なり、実際に構築し得た関係も異なっていたが、いずれの事例においても石敬瑭が相手国に対し、対等な立場での修好を前面に打ち出していた点は注目されてよからう。中原皇帝と十国皇帝の修好は、後梁と前蜀間での特異な事例ではなかったことになる。

さらに後唐の場合も、前蜀に派遣された使者李嚴の「笏記」において、王衍に対し「大蜀皇帝」と呼び掛けたことが記録されていた。元々



王衍は李存勗の即位を支持しており、李存勗も後蜀との交易を志向していたらしい。ゆえに李巖の派遣時、後唐と前蜀はまだ決定的な対立には至っていなかったと思われる。そうした状況下にあつては、後唐であっても十国君主を皇帝と呼ぶ場合が有り得たことを、「笈記」は示唆している。

五代十国期の国際関係については、その泰斗といふべき日野開三郎が「対等関係における列国の対中原修好は中原側の絶対容認せざるゝところで、必ず称藩関係、すなわち主従関係の形式において修好が成立していた」と断じ「日野一九八〇、三八七頁」、かつ「特殊な事情の生起によつて醸し出された一時的な変態的国際関係の展開もしばしば見受けられるが、それは〈中略〉大勢の推移を辿る上に敢て介意する必要はない」〔日野一九八〇、三二六―三二七頁〕との立場を示した。

しかし、前者の見解が成立しないことは既に明らかであり、本稿でも取り上げたように実際には中原皇帝から率先して十国皇帝に修好や対等を求める事例、さらにそれが成立した事例が存在した。<sup>(63)</sup> また、相手君主に対して皇帝と呼び掛ける対応が、五代のうち後梁・後唐・後晋という三王朝において確認できたことは、それが決して「変態的」では無かつたことを強く示唆する。五代十国期の史料ないしその歴史観が中原中心に偏っているという制約も斟酌するならば、こうした外交は当時決して例外ではなく、現実として十分にあり得たと考へるべきだろう。現在日本で通説のごとく流布している山崎「二〇一〇」が描き出した「天下秩序」については、その「固さ」に由来する違和感が従来も指摘されてきたが「毛利二〇一一、四九六頁」、本稿の事例はむしろ当時の実態の柔軟性を窺わせるものと言へる。とはいへ、最終的に十国が中原政権のもとに統合されていったことは事実である。そこにどのような駆け引きがあつたのか、今後の課題としたい。

### 【史料版本】

- ・『旧五代史』『新五代史』 中華書局標点本（修訂版）。
- ・『資治通鑑』 中華書局標点本。
- ・『陸氏南唐書』 〃『五代史書彙編』（第九冊）杭州、杭州出版社（二〇〇四年）に収録。
- ・『蜀檣杌』『錦里耆旧伝』 〃『五代史書彙編』（第十冊）杭州、杭州出版社（二〇〇四年）に収録。

## 【参考文献】（著者名五十音順）

- 赤木 崇敏 二〇一三「唐代官文書体系とその変遷——牒・帖・状を中心に」平田茂樹・遠藤隆俊（編）『外交文書から十〇十四世紀を探る』汲古書院、三一―七五頁。
- 赤羽目匡由 二〇一八「新羅・渤海からみた日本」田中史生（編）『古代日本と興亡の東アジア』竹林舎、四三一―六八頁。
- 石井 正敏 一九七五「第一回渤海国書について」『日本歴史』三三七（再録・改題）神亀四年、渤海の日本通交開始とその事情——第一回渤海国書の検討』『日本渤海関係史の研究』吉川弘文館、二〇〇二、二六〇―二八二頁。
- 石見 清裕 一九九八「唐の北方問題と国際秩序」汲古書院。
- 金子 修一 二〇〇一『隋唐の国際秩序と東アジア』名著刊行会（改訂増補）『古代東アジア史論考——改訂増補隋唐の国際秩序と東アジア』八木書店、二〇一九。
- 久保田和男 二〇一九A「五代宋初における南郊儀礼の変化をめぐって——三年一郊の確立」『史滴』四二、二五―四六頁。
- 二〇一九B「五代十国」と南郊儀礼——中原国家と南方列国における郊祠』『東方学』一三七、一一―一八頁。
- 胡 耀飛 二〇二二「吳・南唐政權境内沙陀人考」『唐史論叢』二〇二二、三九―四一〇頁。
- 二〇二四「後蜀孟氏婚姻研究——兼論家族史視野下的民族融合」『民族史研究』二〇二四、七五―一〇〇頁。
- 二〇二〇「吳越国与吳越錢氏研究」北京、社会科学文献出版社。
- 小林 和夫 一九九六「南唐官僚徐鉉と宋太宗朝——『江南録』と正統論をめぐって」『早稲田大学文学研究科紀要』四二（第四分冊）、一〇―一一三頁。
- 周 偉洲 二〇二一「吐谷渾史」北京、商務印書館。
- 蔣 武雄 一九九〇「遼与後唐外交幾個問題的探討」『東吳歴史学報』六、三五―六三頁。
- 鄭重華・胡昭曦 一九九四「前蜀後蜀与中原政權的關係」成都王建墓博物館（編）『前後蜀の歴史与文化——前後蜀歴史与文化學術討論會論文集』四川、巴蜀書社、一〇―一七頁。
- 杉山 正明 二〇〇五『疾駆する草原の征服者——遼・西夏・金・元』講談社。

- 詹 子林 二〇一〇「宋元成都地方文献の歴史地理学価値——以《蜀檣机》・《錦里耆旧伝》・《歲華紀麗譜》為例」『学理論』二〇一〇—三、四九—五四頁。
- 高橋 公明 二〇〇五「外交文書を異国牒状と呼ぶこと」『文学』六—六、六三—七—一頁。
- 田中 整治 一九七五「南唐と呉越との関係」『史流』一六、一—一八頁。
- 陳 欣 二〇一〇『南漢国史』広州、広東人民出版社。
- 礪波 護 一九八八『馮道——乱世の宰相』中公文庫。
- 中西 朝美 二〇〇五「五代北宋における国書の形式について——「致書」文書の使用状況を中心に」『九州大学東洋史論集』三三、九三—一一〇頁。
- 中村 裕一 一九九一A「唐代制勅研究」汲古書院。  
一九九一B「唐代官文書研究」中文出版社。
- 二〇一〇「中国古代の年中行事（第二冊・春）」汲古書院。
- 新見まどか 二〇二二「皇帝並立時代の幕開け——『錦里耆旧伝』所収、後梁・前蜀間国書考」『唐代史研究』二五、一五三—一七九頁。
- 日野開三郎 一九八〇『五代史の基調』三一書房。
- 一九八四『北東アジア国際交流史の研究』（上下）三一書房。
- 廣瀬 憲雄 二〇一八「隋唐五代両宋期における「致書文書」の再検討と五代十国の外交関係」『古代日本と東部ユーラシアの国際関係』勉誠出版、二五—五五頁。
- 古松 崇志 二〇一〇「契丹・宋間における外交文書としての牒」『東方学報』八五、二七一—三〇一頁。  
二〇一四「契丹・宋間の国信使と儀礼」『東洋史研究』七三—二、六三—一〇〇頁。
- 彭 文峰 二〇一四『五代馬楚政權研究』北京、中国社会科学出版社。
- 松田 光次 一九八五「遼と南唐との関係について」『東洋史苑』二四／二五、二八一—三〇六頁。
- 毛利 英介 二〇一〇「書評」山崎寛士著「中国五代国家論」『東洋史研究』七〇—三、四八九—四九九頁。  
二〇一三A「澶淵の盟について——盟約から見る契丹と北宋の関係」荒川他（編）四四—五五頁。

二〇二三B「冊封する皇帝と冊封される皇帝——契丹（遼）皇帝と北漢皇帝の事例から」『関西大学東西学術研究所紀要』四六、二二三—二二八頁。

森平 雅彦 二〇〇七「牒と咨のあいだ——高麗王と元中書省の往復文書」『史淵』一四四（再録：『モンゴル覇権下の高麗』汲古書院、二〇一三、二二三—二七四頁）。

山内 晋次 一九八六「唐よりみた八世紀の国際秩序と日本の地位の再検討」『続日本紀研究』二四五（再録：『唐朝の国際秩序と日本——外交文書形式の分析を通して』『奈良平安期の日本とアジア』吉川弘文館、二〇〇三、一〇—三五頁）。

山崎 覚士 二〇〇二「五代における「中国」と諸国の関係——国書、進奉・貢献・上供」『大阪市立大学東洋史論叢』一二（再録：山崎 二〇一〇、一三三—一六七頁）。

二〇一〇『中国五代国家論』思文閣出版。

二〇二二「五代十国」という時代」富谷至・荒川正晴（編）『東アジアの展開——八—一四世紀』（岩波講座世界歴史7）岩波書店、一八五—一九八頁。

楊 偉立 一九八六『前蜀後蜀史』成都、四川省社会科学院出版社。

羅 家祥 二〇一四「後蜀嘉州刺史欧阳彬考」『乐山師範学院学报』二九—九、八六—九〇頁。

黎 虎 一九九八『漢唐外交制度史』蘭州、蘭州大学出版社。

## 【注】

（1）五代史の概略を示した著作は礪波「一九八八」／杉山「二〇〇五」を参照。一方十国については、蜀を扱う楊偉立「一九八六」、楚を扱う彭文峰「二〇一四」、呉越を扱う胡耀飛「二〇二〇」のように、政権ごとの通史や概略を扱う著作が近年中国で刊行されている。

（2）特に本稿と関連が深いのは、山崎「二〇〇二」である。また、同様に国書の冒頭書式から国際関係の解明を目指した研究に、廣瀬「二〇一八」がある。

（3）北宋・張唐英撰。治平四年（一〇六七）後序。前蜀・後蜀に関する編年体の史書。特に王建・孟知祥の事跡に詳しく、『旧五代史』等の記述を

補う所が大きい。前蜀・後蜀史研究における基礎史料の一つである「詹子林二〇一〇」。

- (4) 本国書の書式については廣瀬「二〇一八、四七頁」を、致書に相手に応じたバリエーションがあることは中西「二〇〇五、一〇六頁」を参照。
- (5) 孟氏と李氏の婚姻関係については胡耀飛「二〇一四、七六―七八頁」が最新の石刻資料も踏まえて整理している。
- (6) ただ、石敬瑭がこの「分疆」を「鼎足」と表現した点はやや気にかかる。通常「鼎足」とは三勢力間で用いられる用語で、二国間関係を表した用例は見出せない。後晋建国直後、これと境界を接し、かつ後蜀以外に皇帝位を名乗っていた勢力は契丹と呉だが、後晋にとって主君に当たる契丹との鼎立を石敬瑭が提案することにはやや違和感がある。あるいは石敬瑭は、三国期の曹魏・蜀漢・孫呉のように、後晋・後蜀に加えて南方の呉（後の南唐）を想定していたのかもしれない。
- (7) 唐代については金子「二〇〇一、三二八頁、第一四表」を、宋代については毛利「二〇一―、四九五頁」を参照。
- (8) 以上の検証は、山崎「二〇〇二、一三五―一三六頁」に拠った。
- (9) 實錄、七月戊午、蜀主遣戸部侍郎歐陽彬來使、致書用敵國禮。
- (10) 戊午、西川王衍遣偽署戸部侍郎歐陽彬來朝貢、稱大蜀皇帝上書大唐皇帝。
- (11) なお、後唐・前蜀間の国書の往復については史料間で異同が激しく、事実を確定し難い（詳細は本稿第三章（一）参照）。だが、ここで注目したのはあくまでも『実録』と『旧五代史』莊宗本紀との対照性であり、事実関係がどうであれ論証に支障はない。
- (12) 唐代の場合、トルコ系遊牧君主に対しては「可汗」という君主号が用いられ、その書式には慰勞制書と論事勅書があった。山内「一九八六、二三―二四頁」や金子「二〇〇一、三二八頁」は、前者を敵国関係の国書、後者を君臣関係と位置づけた。この見解に対し、中村「一九九一A、三二―三三七頁」は、慰勞誓書も君臣関係であると主張するが、一方で唐が突厥可汗に対し対等を意味する「致書」書式の国書を送ったことも認めている。また、仮に中村の指摘通り、唐から見た国書上では突厥やウイグルが臣下扱いだったとしても、唐代における「敵国」が対等を意味した点は揺るがない。
- (13) 契丹と北宋の対等関係については毛利「二〇一三A」を、契丹と後晋・北漢の君臣関係については毛利「二〇一三B」を参照。
- (14) 敵国の礼が政治的自立性に拠るとい点については、山崎「二〇〇二、一三七頁」も認識している。
- (15) なお本稿では、検討している「敵国の礼」が、あくまで五代期に実際に用いられた用法であるとの前提にたつて論証を進めている。だが、一

- 連の文章の出典は『資治通鑑』であり、これが司馬光の語彙（宋代の用法）だった可能性にも留意が必要である。その場合、山崎説では『資治通鑑』全体の中で五代期に關してのみ通常と異なる用法で「敵国の礼」が用いられたことになり、極めて違和感がある。これに対し本稿の理解に拠れば、『史料3』及び『実録』がいつの語彙でも、その結論は損なわれない。
- (16) 李金全の背反と南唐の対応、安州戦役の経緯については、『旧五代史』卷七九、後晋高祖本紀（二二〇―二二二頁）及び『資治通鑑』卷二八二、天福五年（九四〇）五月条（九二一―九二五頁）参照。
- (17) 帝曰此輩何罪、皆厚給放還（『旧五代史』卷七九、後晋高祖本紀、二二二頁）。
- (18) 牒については、中村「一九九一B、四〇〇頁」／黎虎「一九九八、四三八頁」／高橋「二〇〇五」／森平「二〇〇七、二六六―三三七頁」／古松「二〇一〇」／赤木「二〇一三、四八―五七頁」参照。
- (19) 牒の中に皇帝や中央官庁が発給した文書を引用して朝廷間の意思疎通を図る事例は、宋代においてしばしば見られる（古松二〇一〇、二八八―二八九頁）。
- (20) したがって、山崎「二〇〇二、二三五頁」が「表1 五代国書交換表」の中で本事例を国書として取り上げるのは、厳密には不適當である。
- (21) 実際には「李昇はその武將李承裕を派遣して安州に入らせた」（昇遣其將李承裕入安州『新五代史』卷四八、李金全伝、六一四頁）とあるように李昇の指図だった可能性が高い。
- (22) 北宋・契丹間における「兩朝」については、「毛利二〇一三A、五二頁」参照。また、やはり対等だった後梁皇帝から前蜀皇帝宛て国書の中では「兩國」という表現が使用された（新見二〇二二、一六二頁）。
- (23) 『資治通鑑』卷二八二、天福五年五月条（九二五―九二六頁）は、李昇が捕虜の返還を拒否したのは、現場の武將に軍規を守るよう周知しなかったことを悔いたためとする。だが、それだけだとすれば司馬光自身が述べるように短絡的に過ぎるし、石敬瑭が捕虜の返還を押し通そうとした理由までは説明できない。
- (24) 『資治通鑑』卷二八二、天福五年五月条、九二二―九二四頁。
- (25) 吐谷渾が沙陀の支配下に入る過程は、周偉洲「二〇二二、二五四―一六五」等の論考があるが、李金全の詳細な経歴は不明。
- (26) 経緯については『旧五代史』卷九七、李金全伝（二五二―二五七頁）参照。

- (27) なお、呉・南唐には断続的に沙陀出身者が流入していたが、彼らは尚武の気風を失っていったとされる〔胡耀飛二〇一二、四〇五頁〕。その中であって、武将として活躍した李金全は貴重な人材だったといえよう。
- (28) 李金全がまだ南唐に奔る前、石敬瑭は李金全に詔を送ったが、これと同時に南唐にも手紙を送ろうとして不首尾に終わったという〔旧五代史〕卷七九、後晋高祖本紀、一一二〇頁。一連の状況に鑑みて、これは李金全を受け入れないように南唐に要請せんとしたものであろう。
- (29) 後周世宗が南唐を攻撃する際、李金全を匿ったことが口実の一つとされた〔旧五代史〕卷一一五、後周世宗本紀、一七八二頁。
- (30) 『旧五代史』卷七六、後晋高祖本紀、一一六〇―一一六一頁。
- (31) 五代期の南郊祭祀については、久保田〔二〇一九A/二〇一九B〕参照。なお、後晋では南郊の祭祀は実施されなかった〔久保田二〇一九B、六頁〕。
- (32) 南漢與閩・蜀皆稱帝、從誨所嚮稱臣〔新五代史〕卷六九、南平世家第九、高從誨、九七三頁。
- (33) 唐代皇帝の誕生祭における貢献については、中村〔二〇一一、一七六一―七七頁〕参照。
- (34) なお、かつて日野開三郎が示した中原・呉越同盟対南唐・契丹同盟という構図は、田中〔一九七五、六一七頁、一六頁〕によって否定されている。
- (35) 閩の対外関係については、日野〔一九八〇、三七六―三七七頁〕参照。なお、閩皇帝を冊封した石敬瑭と、「敵国の礼」を求める閩皇帝との間では如何なる関係を構築するかで見解の相違があった。この点については山崎〔二〇〇二、一三七―一三八頁〕参照。ただし、本稿第一章(2)で論じたように山崎の「敵国の礼」理解は修正の必要がある。本稿の結論に沿えば、閩皇帝が石敬瑭に求めた「敵国の礼」とは対等関係であり、それは閩君主が皇帝の立場で後晋皇帝と交流しようとしたことを意味する。
- (36) 『旧五代史』卷一三五、僭偽列伝第二、劉陟、二二〇七頁。
- (37) なお、南唐を正統とする歴史観は北宋成立後の南唐出身者にも受け継がれ、そこでは唐↓南唐↓北宋という正統の系譜が描かれた。これについては小林〔一九九六〕が詳述している。
- (38) 例えば、南漢・楚・閩・呉越等の間では盛んに婚姻関係が結ばれた〔日野一九八〇、五二頁、五六頁〕。
- (39) 『蜀書』(『前蜀書』とも)については、楊偉立〔一九八六、三三四頁〕参照。



- (40) 『錦里耆旧伝』は、蜀の人と思しき張彰なる人物の撰による同名の書物を北宋の応靈県令勾延慶（句延慶とも）が校訂したもの。編年には中原側史料との異同も多いが、他に無い詔勅等を収録しており、前蜀・後蜀史研究の基礎史料の一つである〔孫永如一九八六、二八〇頁／楊偉立一九八六、二三四―二三五頁／詹子林二〇一〇、五三頁／李最欣二〇一四、二二六頁〕。
- (41) 『錦里耆旧伝』巻六、咸康元年（九二五）条（六〇三八頁）に「是歳、遣翰林學士歐陽彬通聘洛京、回、莊宗皇帝遣客省使李嚴來修好」とある。考異中には、(ア)『実録』の編年に従うと、李嚴の前蜀への滞在期間が長すぎることに、(イ)李嚴が前蜀に持参した「笏記」の記述（後掲〔史料9〕）から、李嚴以前に後蜀が後唐に派遣して来た使者がいたはずであること、の二点が司馬光の疑問として挙げられているが、それがなぜ③と④を組み合わせて採用する根拠になるのか、筆者にはよく分からない。
- (42) 『資治通鑑』の完成は北宋の元豊七年（一〇八四）、一方『蜀檮杌』に後序が記されたのは治平四年（一〇六七）後なので、おそらく『蜀檮杌』の方が『資治通鑑』より完成が早く、理論上司馬光は『蜀檮杌』を閲覧可能である。
- (43) 九月、唐莊宗遣李稠來通好、市珍玩錦繡。衍不許、以爲落草（『蜀檮杌』巻上、乾德六年（九二四）九月条、六〇八一頁）。ここに見える李稠は李彦稠もしくは李嚴の誤記かもしれない。
- (44) 廣瀨「二〇一八、四二―四三頁、表6―④」は両国書が同一であると考えたようだが、君主号という極めて重要な箇所の異同を想定できるほど説得的な史料を筆者は検出し得なかったため、ここでは採らない。
- (45) 時淮南楊溥、西川王衍、皆遣使致書、勸帝嗣唐帝位、帝不從。
- (46) なお、王衍の父王建も、李存勗の父李克用に対し、後梁を滅ぼして唐が復興するまで共に皇帝を名乗ろうと促したことがある（『資治通鑑』巻二六六、開平元年（九〇七）四月条、八六七―八七五頁）。ゆえに、少なくとも後梁との対立が存在する限りにおいて、前蜀は沙陀政権の称帝に肯定的だったと考えられる。
- (47) 壬子、蜀主王衍致書於帝、稱有詐爲天使、馳報收復汴州者。詔捕之、不獲（『旧五代史』卷三一、莊宗本紀、同光二年（九二四）正月条、四八六―四八七頁）。
- (48) 唐代の外国使節による皇帝謁見儀礼については石見「一九九八、四四四頁、四四六―四四七頁」を、宋・契丹については古松「二〇一四、七二―七四頁」を参照。

- (50) 『蜀檮杌』卷上、或康元年（九二五）四月条（六〇八二—六〇八三頁）掲載の「笏記」は、『錦里耆旧伝』掲載版「笏記」の末尾部分を収録せず、字句も異なる部分がある。本文では、行論と関わる部分のみ注で記した。
- (51) 「述職」部分は『錦里耆旧伝』では「負拜」となっている。文意が取れないので、ひとまず『蜀檮杌』に拠った。
- (52) 「吾皇迴感於蜀皇」部分を、『蜀檮杌』は「吾王迴感於蜀王」とする。
- (53) 宋・契丹の場合、皇帝謁見儀礼においては国信使が自国皇帝の代理として振舞う部分と相手国君主の臣下として振舞う部分があった（「古松二〇一四、七二—七三頁」。ただ、唐代の場合、かかる区別の有無については明瞭でない。また、前蜀の儀礼内容は不明である。
- (54) 初、帝因嚴入蜀、令以馬市宮中珍玩（『資治通鑑』卷二七三、同光二年（九二四）四月条、八九二—二頁）。
- (55) 『旧五代史』卷三三、莊宗本紀、同光二年八月条、五一—八頁。
- (56) 繇是大唐中興皇帝、念高祖・太宗之業（『錦里耆旧伝』卷六、六〇三八頁）。
- (57) 『資治通鑑』卷二七三、同光二年四月条（八九一—八頁）には、「王宗儻以其語侵蜀、請斬之、蜀主不從」とある、また『蜀檮杌』卷上、咸康元年四月条（六〇八三頁）には、前蜀の宣徽使宋光葆の発言として「我先皇承天正命、可一鼓有鼎足勢、今以姦雄相喻、是鄙我也。可斬其、以威天下」とある。
- (58) 蜀以唐脩好、罷威武城戍、召關宏業等二十四軍還成都（『資治通鑑』卷二七三、同光二年十一月条、八九二—七頁）。
- (59) 伐蜀之意銳矣（『旧五代史』卷三三、莊宗本紀、同光二年八月条、五一—八頁）。
- (60) 時王衍失政、嚴知其可取、使還具奏。平蜀之謀、始於嚴（『旧五代史』卷七〇、李嚴伝、一〇八五頁）。
- (61) 鑲厚貢獻、并賂權要、求金印・玉冊、賜詔不名、稱國王。有司言、故事惟天子用玉冊、王公皆用竹冊。又非四夷、無封國王者。帝皆曲從鑲意（『資治通鑑』卷二七三、同光二年十月条、七九二—六頁）。
- (62) 後唐と契丹の関係について総合的に考察した基礎的成果として、ここでは蔣武雄「一九九〇」を挙げる。
- (63) なお、中原と十国の場合、修好し帝位を認めあえるか否は、或いは君主同士の即位以前の関係が影響したかもしれない。何故なら、中原と十国との間で相互に皇帝と認め合うことに成功したのは、現時点で後梁と前蜀「新見二〇二二」、及び後晋と後蜀（本稿第一章）の二例を確認しており、前者においては朱全忠と王建の義兄弟関係が、後者においては石敬瑭と孟知祥の姻戚関係が修好の口実とされていたからである。

血縁関係と敵国（対等）関係との関連性は、金子「二〇〇一、三二九―三三〇頁」も参照。

【附記】 本稿は、JSPS科研費（課題番号：21K20043）による成果の一部である。

Attempts at Creating Goodwill During the Five Dynasties and Ten Kingdoms Period  
with a Focus on the *Hou Tang* 後唐 and *Hou Jin* 後晉 Periods

Madoka NIIMI

In Japan, the relationship between the Five Dynasties and the Ten Kingdoms has traditionally been conceived of as stipulated in the *Tian-xia* 天下 distinction of *Zhong-yuan* 中原. According to current accepted theory, there was no goodwill based on an equal footing between the emperors of the Five Dynasties and the Ten Kingdoms. However, by analyzing the contents of diplomatic documents exchanged by Hou Tang 後唐 / Hou Jin 後晉 with the Qian Shu 前蜀 / Hou Shu 後蜀 and Wu 吳 / Nan Tang 南唐, this paper shows that there were more frequent attempts at creating goodwill between emperors of *Zhong-yuan* and Ten Kingdoms than previously thought. We specifically examine the following three cases.

1) Hou Jin and Hou Shu: The Hou Jin emperor Shi Jingtang 石敬瑭 recognized the Hou Shu emperor Meng Chang 孟昶 and proposed building friendly relations where each was on an equal footing. Meng Chang gladly accepted this overture. This shows us that goodwill based on equal status was established between the two countries.

2) Hou Jin and Nan Tang: Shi Jingtang used the pretense of returning prisoners of war to seek friendship with the Nan Tang. We were also able to confirm use of the terms “neighbors” and “both countries” in the diplomatic documents, wording at the time indicative of a relationship based on equality. Refusing this gesture of friendship, the Nan Tang had a frontier government office respond, albeit in a manner that did not threaten Shi Jingtang’s position.

3) Hou Tang and Qian Shu: There are two types of records between these two—one in which the Qian Shu declared the monarch of its country as “emperor” and another consisting of a diplomatic message referring to a “monarch.” On the other hand, there is no record of a diplomatic message from Hou Tang addressed to Qian Shu. However, Hou Tang did not set out to confront Qian Shu. As such, in the period before the two went to war, envoys from Hou Tang sometimes referred to the Qian Shu monarch as “emperor” in an effort to communicate goodwill.

Based on the above, we need to reconsider the international relations of the Five Dynasties and Ten Kingdoms period as flexible and realistic.